

職員の給与簿及び給与の支払監理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第17号

職員の給与簿及び給与の支払監理に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与簿及び給与の支払監理に関する規則（昭和38年岩手県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 所属機関 課、公所その他これに準ずるもので第6号に規定する給与支給機関の所管上の単位機関として取り扱われるものをいう。ただし、市町村立の小学校及び中学校については、本文にいう単位機関とみなす。</p> <p>(5)～(7) [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 所属機関 課、公所その他これに準ずるもので第6号に規定する給与支給機関の所管上の単位機関として取り扱われるものをいう。ただし、市町村立の小学校、<u>中学校及び義務教育学校</u>については、本文にいう単位機関とみなす。</p> <p>(5)～(7) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。